

京都市告示第263号

京都市水路等管理条例第2条第2号に基づき農業用水路等を指定し，同第3条第1項に基づき農業用水路等の経路改定をします。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年10月12日

京都市長 門川 大作

(経路改定水路)

整理番号	路線名	旧新	起 終	点 点
1	四ノ宮水0009号	旧	山科区四ノ宮奈良野町27番地の6地先 山科区四ノ宮奈良野町27番地の8地先	
		新	山科区四ノ宮奈良野町27番地の9地先 山科区四ノ宮奈良野町27番地の8地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)